指摘事項に係る措置状況報告書

総務部 総務課

監査期間

平成26年2月28日から 平成26年3月20日まで

| 指摘事項 | 措置状況 |
|---|---|
| 50万円超える契約において、予定価格が定められていないものが有る。 | 予定価格書を作成することとした。 |
| 契約事務において、契約受託者から工 程表や完了届等が提出されていない業 務が有る。 | 今後、契約受託者に工程表、現場代理人及び主任技術者 等通知書、完了届等の書類を提出していただく。 |
| 時間外勤務手当の過払い (参議院議員通常選挙分) | 3月11日付けで該当者に戻入依頼。3月13日に戻入確認。 |
| コピー機、丁合機の賃貸借契約伺い で、1者随意契約の正当な理由の記載 がなかった。 | 正当な理由の記載に改めた。 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

- | (注) 1 「指摘事項」の欄は、「定期監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指 摘事項を転記してください。
 - 2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものに ついては、その日付を記載してください。 また、措置の内容については「適正に処理しました。」等の抽象的な表現は避け、具体

的な措置状況を記載してください。